

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年11月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900117 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900024 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から同年 12 月まで

昭和 56 年 1 月に、勤務していた A 社で厚生年金保険の加入手続をする際に、当時総務事務をしていた B 様から国民年金へ加入しているかと聞かれ、両親が自分のために加入してくれていたブルーグレーの国民年金手帳を提出した。このとき、B 様から、ご両親が国民年金をかけてくれていたんですねと言われた事を覚えている。

しかし、国民年金の加入期間がないため、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿等を確認したが、請求者に国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者は母親からブルーグレーの国民年金手帳を受け取った旨主張しているところ、請求者が 20 歳到達時に居住していたとする C 市及び実家があったとする D 市は、請求者の国民年金に関する記録は確認できない旨回答している。

さらに、A 社は、当時のことについては不明であり、請求者の年金手帳は残っていない旨回答している上、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の両親は既に亡くなっており、請求者は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与していないとしていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付については不明である。

なお、昭和 49 年 10 月 21 日厚生省令第 40 号により、三制度（厚生年金保険、国民年金及び船員保険）を共通とする年金手帳の様式が示され、昭和 49 年 11 月 1 日から施行されたが、その年金手帳の色はオレンジである。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。